

七十七ビジネスウィズの子会社特例認定取得について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）の100%出資子会社である七十七ビジネスウィズ株式会社（取締役社長 川村 誠一）では、「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づく「子会社特例認定（※）」を取得いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、申請時点における障がい者実雇用率は、七十七銀行と今回認定を受けた七十七ビジネスウィズの2社合算で2.72%となり、法定雇用率（2.50%）を上回っております。

今後も、七十七グループは、障がいの有無に関わらず生き生きと活躍できる職場づくりを目指し、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進に取り組んでまいります。

記

1. 特例認定を受けた子会社の概要

会社名	七十七ビジネスウィズ株式会社
開業	2024年10月1日
資本金	100百万円
所在地	宮城県仙台市青葉区木町通二丁目1番12号
事業内容	・事務・計算の受託業務 ・ビジネスプロセスアウトソーシングに関するコンサルティング業務

七十七ビジネスウィズ株式会社は、シニアの方や障がいがある方の活躍機会の創出を目指し、2024年10月1日に従業員数18名体制で開業いたしました。

一人ひとりが自身の知識や経験、特性などを活かし、生き生きと働きがいをもって活躍できる職場環境の創出を目指し、相互理解を深めるコミュニケーション研修やジョブローテーションを実施しております。現在は銀行の業務を中心に受託しておりますが、ゆくゆくは、地域のお客さまの業務効率化につながるご支援が行えるよう、業務の質の向上に努めてまいります。

2. 認定を受けた日

2025年1月24日（金）

※「子会社特例認定」とは

障がい者雇用率制度において、障がい者の雇用機会の確保（法定雇用率2.50%）は個々の企業ごとに義務付けられています。その特例である「特例子会社認定」制度では、障がいがある方の雇用の促進および安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるとしています。

以上

（関連するSDGs）



【開業メンバー】

